

- 2016年度短期海外研修プログラム(春季)追加募集 応募書類チェックリスト
- 2016年度短期海外研修プログラム(春季)追加募集 申請書類チェックリスト

学籍番号		ふりがな		受付No.
学部／研究科		氏名		
学年				(事務使用欄)

《応募書類チェックリスト》

手續・応募書類	確認事項	学生本人 チェック✓欄
★ オンラインデータ登録	■登録するデータ内容は、申込書に記入する内容と必ず同一にすること	
① 共通参加申込書	■「参加志望順位」欄への記入ルールを守ること (併願をしない場合は、志望しない講座・系列・科目およびプログラムには斜線を記入し、空欄のままにしないこと) ※記入ルールについては国際センターウェブサイトの「2016年度 短期海外研修プログラム(春季)応募方法」のページを必ずよく確認すること	
② 志望理由書	■所定の「志望理由書」を使用すること	
③ 最新の学業成績表のコピー	■9月中旬に保証人宛てに送付されたもの ※紛失した場合、keio.jpからの成績表のプリントアウトでも可 ※大学院1年生は学部4年間の成績が分かるものを提出すること ※やむを得ない場合は成績証明書でも可	
④ 英語の語学能力証明書のコピー	■①でチェック済み	
⑤ 上記①～④のコピーセット(その1)	■証明写真もコピーで可	
⑥ 上記①～④のコピーセット(その2)	■証明写真もコピーで可	
⑦ 応募書類チェックリスト(本紙)	■全ての書類が揃っているか提出前に各自必ず確認すること ■原本セットにのみ添付して提出すること(コピーSETには添付不要)	
★ 書類並び順	■必ず上記の順に並べること ※書類の並べ方については国際センターウェブサイトの「2016年度 短期海外研修プログラム(春季)応募方法」のページを必ずよく確認すること	
★ ホチキス止め	■必ず「原本セット」と2つの「コピーSET」の計3部それぞれ左上をホチキス止めすること ※クリップ止めは不可	

《奨学金 申請書類チェックリスト》

※申込学生のうち、「慶應義塾創立150年記念奨学金海外学習支援」および／または「JASSO海外留学支援制度(協定派遣)奨学金」に申請する学生用のチェックリストです。
※いずれの奨学金も申請しない学生は、下記「★ 申請する奨学金」のうちの「いづれの奨学金も申請しない」のチェック欄にのみチェックを入れてください。)

手續・申請書類	確認事項	学生本人 チェック✓欄
★ 申請する奨学金	■慶應義塾創立150年記念奨学金海外学習支援 ■JASSO海外留学支援制度(協定派遣)奨学金 ■いづれの奨学金も申請しない	
① 申請書	■申請を希望する奨学金名にチェックを入れましたか？	
② 志望理由書	■応募書類の中の「志望理由書(日本語)」のコピー	
③ 最新の学業成績表コピー	■応募書類と同様の学業成績表のコピー ■紛失した場合、keio.jpからの成績表のプリントアウトでも可	
④ 家計状況調査表	■「記入上の注意と記入例」(p.46～p.50)をよく確認しましたか？ ■メールアドレスは、毎日確実にチェックするものを記載しましたか？ ■本人自署・捺印および保証人自署・捺印を忘れていませんか？	

※2ページ目に続く

※1ページ目からの続き

⑤ 所得証明書(父)	■収入・所得金額、控除の種類・金額等が＊＊＊＊等で目隠されていませんか? ■無職・無収入でも発行してもらっていますか?	
⑥ 所得証明書(母)	■収入・所得金額、控除の種類・金額等が＊＊＊＊等で目隠されていませんか? ■無職・無収入でも発行してもらっていますか?	
【注意】所得証明書について: ■「最新の所得証明書」(p.42)で確認のこと。 ■世帯所在地のある市区町村役所で発行されたもの、転居後は郵送で申請可能。税務署で発行される納税額の証明書ではない。 ■父母以外の者が家計支持者の場合はその者についての書類が必要です。 ■直近の年度のもの、ただし時期によっては源泉徴収票などよりも1年古い年度になる場合があります。		
⑦ 収入・世帯事情に関する必要書類(父)	■不足書類のないよう「収入・世帯事情に関する必要書類の詳細」(p.40～p.45)をよく確認しましたか? ■パート、アルバイトの場合も収入に関する必要書類をもらっていますか?	
⑧ 収入・世帯事情に関する必要書類(母)	■不足書類のないよう「収入・世帯事情に関する必要書類の詳細」(p.40～p.45)をよく確認しましたか? ■パート、アルバイトの場合も収入に関する必要書類をもらっていますか?	
【注意】収入・世帯事情に関する必要書類について: ・源泉徴収票・確定申告書など、「収入・世帯事情に関する必要書類の詳細」(p.40～p.45)で確認のこと。 ・父母以外の者が家計支持者の場合はその者についての書類が必要です。 ・公的年金についても書類が必要です。		
【該当者のみ】 ⑨ 収入・世帯事情により特別控除がある場合の必要書類 「収入・世帯事情に関する必要書類の詳細」(p.40～p.45)で確認のこと	■「収入・世帯事情に関する必要書類の詳細」(p.40～p.45)よく確認しましたか? (※以下は控除の内容により異なる) ■母子・父子世帯で父母以外に同一生計者(祖父母・兄弟等、就学者を除く)がいる場合、所得証明書及び収入に関する必要書類は用意しましたか? ■母子・父子世帯(死別)で遺族年金を受けている場合、「国民年金・厚生年金保険年金証明書」や「年金払込通知書」等のコピーは用意しましたか? ■母子・父子世帯で「生別(長期別居)」もしくは「生別(離婚)」の場合、離婚調停手続き書類もしくは長期別居の事実を証明する書類を用意しましたか? ■母子・父子世帯で児童扶養手当を受けている場合、「児童扶養手当認定通知書」のコピーは用意しましたか? ■単身赴任の場合、「単身赴任実費計算書」及び領収書等の添付書類は用意しましたか? ■障がい者がいる場合、身体障がい者手帳や要介護認定書類等のコピーは用意しましたか? ■長期療養者がいる場合、「長期療養費計算書」及び領収書等の添付書類は用意しましたか? ■被災・盗難被害を受けた場合、「被災(罹災)証明書」や「盗難届出証明書」等は用意しましたか?	
★ 書類並び順	■必ず上記の順に並べること	
★ ホチキス止め	■必ず①～⑨(⑨は該当者のみ)の左上をホチキス止めすること ※クリップ止めは不可	

以上